

2021年4月14日

京都府知事  
西脇隆俊 様

京都府保険医協会  
理事長 鈴木 卓

## 新型コロナウイルス感染症予防接種における 在日外国人への支援に関する要請

謹 啓

貴職並びに京都府職員の皆様におかれましては、平素より京都府民の生命と健康を守り、また今般の新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、日夜ご尽力いただいておりますことに心より御礼申し上げます。

さて、京都府保険医協会は、去る2月26日に新型コロナウイルス感染症における予防接種体制に関する要請書を提出させていただき、7項目にわたる要望を述べさせていただきました。その際にも要請させていただきましたように、ワクチン接種事業の準備が急激な速さで進められている中、ワクチン接種を受ける府民に対して、ワクチンの有効性や安全性等、わかりやすい情報の提供が重要と考えております。特に情報が入手しにくいと思われる方々への特段の配慮が必要です。

協会はこのうち外国籍の方々への支援について、京都民医連中央病院に勤務する医師であり、ベトナム国籍であるファム・グウェン・クィー氏の協力を得て、在日ベトナム人に対するコロナワクチン接種に関するアンケートを実施しました。このアンケートでは駐日ベトナム大使館をはじめ、全国20以上の在日ベトナム人コミュニティに助力いただき、2062人から回答を得ました。回答者の多くが20歳代で技能実習生、高度人材の労働者、留学生となっています。

その調査結果から、「予防接種を受けたい」と考えている人が93.5%にのぼる一方、「無料で接種できることを知っているか」では59.9%、実数では1236人が知らないと答えています。また、「自宅へ郵送される案内が読めない」「(日本語が話せないため)接種のための予約ができない」、加えて副反応自体への心配、副反応が出た場合の仕事への影響や通院・入院などの経済的負担も多くの方が心配されています。

クィー医師からも「これまでの日常診療の中で、外国人患者については言語による壁が高いと感じている」「第1波から3波までの間に、受診の流れなどが変化していたが、その情報が十分に行き渡らず混乱を引き起こし、在日ベトナム人から多くの相談が寄せられた」とお聞きしています。また、今回の回答者の多くが若年層であることから、予防接種が不十分となることで感染の蔓延につながる危険性があります。今回の調査は在日ベトナム人を対象としておりますが、その他の在日外国人にも共通する問題だと考えます。

つきましては、予防接種を希望し、その権利も保障されているにもかかわらず、情報不足・知識不足で接種が受けられないという事態を避けるために、裏面の通り予防接種における在日外国人への対応を要望いたします。何卒よろしく願いいたします。

謹 白

## **要望項目**

### **1．ワクチン接種券配布時には対象者に多言語化した説明書の一律添付を**

調査結果の通り、日本語がわからない在日外国人が多くいらっしゃいます。接種券の多言語化と対象者の送付選別は大変な事務作業かと思われますので、せめて多言語化した説明を在日外国人には一律に同封して下さい。ベトナム語への翻訳についてはクィー医師経由に在日ベトナム人協会にお願いすることができます。

### **2．在日外国人のための集団接種会場の設置を**

実施主体となる市町村ごとで個別接種と集団接種の併用、個別接種のみ、集団接種のみと実施方法が異なりますが、例えば京都市のように11行政区に1ないし2カ所の集団接種会場を設置する場合、それに加えて在日外国人対象の集団接種会場を設置いただき、厚生労働省が発出している多言語化された予診票の張り出しや通訳の設置をお願いしたいと思います。予診票には基礎疾患や治療内容を記入する欄があります。通訳等がない場合、問診はもちろん、予診票が読めないといった事態も考えられます。

また、集団接種会場を別途設けることが難しい市町村の場合、集団接種会場に在日外国人に対応するスペースの確保をお願いしたいと思います。

通訳に関しても、人材の派遣が難しい場合は、通訳機や電話による通訳サービスの活用をご検討下さい。

### **3．各言語に日本語表記を併記した予診票の作成を**

厚生労働省において多言語化された予診票が作成されていますが、厚労省に問い合わせたところ、医療機関等が請求を行う際に必要なのはあくまで日本語の予診票となるようです。個別接種でも集団接種でも、在日外国人には母国語に翻訳された予診票と日本語の予診票を見比べながら氏名や住所を記入するよう案内してほしいと説明されましたが、詳細がわからず個別接種を行う予定の医療機関で混乱が生じています。

在日外国人への対応についてはとりわけわかりやすさが求められます。そもそも、請求システム上の実務的な問題で接種者に複雑な手続きを求めるのは本末転倒であり、しかも在日外国人にのみそれを求めるのは不当な差別的取扱いに他なりません。

各言語に日本語表記を併記した予診票を作成するよう厚生労働省に求めて下さい。また、その予診票で請求が行えるフォーマットとなるよう求めて下さい。

記入に際して母国語ではなく、アルファベット表記をしないといけない箇所などがある場合は、その旨を注記するか、記載要領を作成下さい。

### **4．技能実習生などが勤務する企業への訪問接種の検討を**

一つの企業に多くの在日外国人が就業している場合は、企業への訪問接種を検討いただきたいと思います。また、企業での接種が難しい場合、京都府の仲介のもと企業と病院で連携を図りワクチン接種できる体制をご検討下さい。

## **5 . 多言語対応のホットライン、窓口の設置を**

アンケート結果から、多くの回答者が支持したホットラインはフェイスブックのメッセージでした。次にE-mail、電話、Lineと続きます。クィー医師からも「日本語がわからない在日外国人は、テレビ等による報道はほとんど見ず、SNSで情報を得ている」と聞いています。在日外国人の実態に沿った多言語対応のホットラインの開設をお願いしたいと思います。

## **6 . 情報の拡散は支援団体の協力確保やSNSの活用を**

項目4でも触れたとおり、在日外国人の連絡手段はSNSとなります。情報の提供方法についてもSNSの活用などの工夫をご検討下さい。また、NPO法人など、在日外国人を支援する団体や、同国人のコミュニティが存在します。そういった団体に協力いただけるよう働きかけを行って下さい。

以上